

- ・本市では、国庫補助金を活用して、コミュニティバスはしまわる線を運行しており、令和6年度(令和5年10月1日～令和6年9月30日)も継続して取り組む予定です。
- ・補助事業の実施にあたり、国の補助金交付要綱等の規定に基づき、「生活交通確保維持改善計画」を策定する必要があります。
- ・なお、同要綱の規定では、地域公共交通協議会での議論を経て計画を策定することとされています。

事業の流れ

